

都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画

策定時の留意事項

令和元年 10 月

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局

目 次

はじめに	1
第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等	2
I ギャンブル等依存症対策の現状について	2
1 ギャンブル等依存症対策の対象	2
2 ギャンブル等依存症問題の現状について	2
3 これまでの都道府県の取組	3
II ギャンブル等依存症対策の基本理念等について	3
III 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の基本的事項	3
1 推進体制	3
2 位置づけと対象期間	4
3 基本的な考え方	4
IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について	4
V 計画策定費用への財政支援について	4
第二章 取り組むべき具体的施策	5
I 関係事業者の取組（I-1～3 公営競技における取組）	5
第1 公営競技における広告・宣伝の在り方	5
第2 公営競技におけるアクセス制限等	6
第3 公営競技における相談・治療につなげる取組	7
第4 公営競技における依存症対策の体制整備	9
I 関係事業者の取組（I-4 ぱちんこにおける取組）	10
第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方	10
第2 ぱちんこにおけるアクセス制限	11
第3 ぱちんこにおける施設内の取組	12
第4 ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組	13
第5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備	14
II 相談・治療・回復支援	16
第1 相談支援	16
第2 治療支援	21
第3 民間団体支援	22
第4 社会復帰支援	23
III 予防教育・普及啓発	25
IV 依存症対策の基盤整備	29
第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築	29
第2 人材の確保	31

V	調査研究	32
VI	実態調査	32
VII	多重債務問題等への取組	32

はじめに

平成 30 年 7 月、「ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与すること」を目的として、ギャンブル等依存症対策基本法（平成 30 年法律第 74 号。以下「基本法」という。）が成立し、同年 10 月に施行された。

基本法においては、第 6 条において地方公共団体の責務として「地方公共団体は、(略)ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされており、第 14 条～第 22 条では国及び地方公共団体が行うべき具体的な施策が列挙されているところである。また、第 13 条第 1 項においては、「都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(略)を策定するよう努めなければならない。」とされている。

一方、平成 31 年 4 月 19 日に基本法に基づくギャンブル等依存症対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定された。基本計画においては、「地域におけるギャンブル等依存症対策の着実な推進を図るためには、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組が重要である。このため、政府においては、全都道府県が速やかに都道府県計画を策定するよう促すこととする。」とされているところである。

基本法の国会質疑においても、法案提出者から、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画(以下「都道府県計画」という。)について「全ての都道府県で作成されるということが望ましいわけでございます」「都道府県の実情に即した計画を立てるという必要がございます」との答弁があり、また、基本法第 32 条に基づいて設置されたギャンブル等依存症対策推進関係者会議(以下「関係者会議」という。)の議論においては、「大事なのは都道府県の推進計画がしっかりできて、各都道府県で実施されていくということだと思います。これは国の計画ですけれども、これがぜひ都道府県のほうに広がっていくような形をお願いしたいと思います」と指摘されているところである。

この都道府県計画策定の留意事項は、都道府県が都道府県計画を策定する際に留意する事項や当該計画中に盛り込まれることが期待される事項等を解説すること等により、国として都道府県を支援することを目的に作成したものである。なお、本資料は、基本計画の構成に沿いながら留意事項等を記載しているが、基本法上、都道府県計画は都道府県の実情に即して策定することとされており、基本計画の趣旨から大きく逸脱するものでなければ、策定手続や計画の構成等については、地域の実情に応じて検討いただきたい。

地域におけるギャンブル等依存症対策を着実に推進するためには、都道府県を中心とした地域としての一体的な取組が重要である。各都道府県においては、これらの経緯等も踏まえ、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、それぞれの実情に即した都道府県計画を速やかに策定することにより、地域においてギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をなくし、健全な社会を構築していく必要がある。

第一章 ギャンブル等依存症対策の基本的考え方等

基本計画において、第一章はギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等を記載している。都道府県計画においても、以下の内容に留意のうえ、各都道府県におけるギャンブル等依存症対策の基本的な考え方等について記載する必要がある。なお、特にⅠからⅢまでについては、計画策定の全体を通して留意が必要となる。

Ⅰ ギャンブル等依存症対策の現状について

1 ギャンブル等依存症対策の対象

基本法第2条では、ギャンブル等依存症を「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義し、ギャンブル等にのめり込むことにより、これらの支障が生じている状態を広く対象としている。人が「依存」する対象は様々であるが、代表的なものとして、アルコール・薬物・ギャンブル等があり、このような特定の物質や行為・過程に対して、やめたくてもやめられない、ほどほどにできない状態をいわゆる依存症という。

基本計画第二章のⅡ、Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ、Ⅵ、Ⅶに対応する部分については、ギャンブル等の態様を問わず取り組むべき施策である。一方、同章の「Ⅰ 関係事業者の取組」に対応する部分については、基本計画では最近の実態調査や国会での議論等に鑑み、競馬等の公営競技やぱちんこ等の実施に係る事業者を「関係事業者」としてその取組の対象にしていることを踏まえ、都道府県計画でも同様の事業者をその対象とすることを原則とする。

そのうえで、基本法第15条では、「国及び地方公共団体は、（略）関係事業者の行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする」と規定されていることから、各都道府県においては、都道府県警察を含めた都道府県関係部局の協力を得ることにより、各都道府県内の公営競技主催者等やぱちんこ営業者団体の取組を把握し、また、必要に応じて、当該公営競技主催者等やぱちんこ営業者団体からヒアリングを行うことで、関係事業者の実施する取組等を都道府県計画中に記載する必要がある。

なお、公営競技が実施されていない都道府県であっても、ぱちんこ等や公営競技の場外発売所その他の関係事業者がいることが考えられるので、都道府県計画の中に、関係事業者による取組を記載することが望ましい。

2 ギャンブル等依存症問題の現状について

○ 都道府県内のギャンブル等依存症の状況について記載する。その際、日本医療研究

開発機構（AMED）の行った調査（「国内のギャンブル等依存に関する疫学調査」（全国調査結果の中間とりまとめ）平成 29 年 9 月 29 日）等を参考にする。独自調査を行っている場合はそれを活用する。

- 必要に応じて、都道府県内の公営競技・ぱちんこ等の状況を分析し記載する。
- また、ギャンブル等依存症に関連して生じている多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題の現状についての資料があれば記載する。

3 これまでの都道府県の取組

- これまで都道府県で行ってきたギャンブル等依存症対策について記載する。

II ギャンブル等依存症対策の基本理念等について

- 都道府県計画の基本理念等について記載する。その際、基本計画において基本理念等として、
 - ・ ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な措置と関係者の円滑な日常生活及び社会生活への支援
 - ・ 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の関連問題に関する施策との有機的な連携への配慮
 - ・ アルコール、薬物等依存に関する施策との有機的な連携への配慮が定められていることに留意する。
- また、都道府県計画は、医療法に規定する医療計画、健康増進法に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならないことに留意する。

III 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の基本的事項

1 推進体制

- 都道府県におけるギャンブル等依存症対策を都道府県警察や教育委員会等も含めた各都道府県の関係部局等が一丸となって、現状と課題の認識を共有して、対策を推進していけるよう、その推進体制について記載する。

また、基本法においては、国が基本計画を策定する際には、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者及び専門的知識を有する者から構成される関係者会議の意見を聴くこととされており、都道府県においても、基本法の趣旨に鑑み、都道府県計画の策定及び推進の際には、国の関係者会議に相当する会議を設置するなどして、このような関係者の意見を聴くことを原則とする。

なお、関係事業者については、当該関係者会議に相当する会議への参加等を目指し

つつ、地域の実情に応じ、まずはヒアリングを行い、計画策定に向けて認識の共有を進めていきながら対応を推進することも考えられる。

2 位置づけと対象期間

- 都道府県計画は、都道府県が講じるギャンブル等依存症対策の最も基本的な計画として位置づけられるものである。
- 対象期間については、基本法第13条第3項において、都道府県は少なくとも3年ごとに都道府県計画に検討を加え、必要があると認めるときには変更するよう努めることとされていることから、基本的には3年間とする。

3 基本的な考え方

- 都道府県のギャンブル等依存症対策における基本的な考え方を記載する。
- なお、基本計画においては、基本的な考え方として、
 - ・ PDCA サイクルによる計画的な不断の取組の推進
 - ・ 多機関の連携・協力による総合的な取組の推進
 - ・ 重層的かつ多段階的な取組の推進が定められていることに留意する。

IV ギャンブル等依存症対策の推進に向けた施策について

- 都道府県における「ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）」に関する取組等について記載する。

V 計画策定費用への財政支援について

- 都道府県の計画策定に当たって要する会場借料、外部の関係者への旅費等について、アルコールや薬物依存症に係る計画策定と共に、厚生労働省の依存症対策総合支援事業（国1/2、地方1/2）の対象になっている。

第二章 取り組むべき具体的施策

I 関係事業者の取組（I-1～3 公営競技における取組）

第1 公営競技における広告・宣伝の在り方

1 広告・宣伝の在り方

(1) 現状

各公営競技におけるギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、啓発ポスターやウェブサイト等での注意喚起について、必要に応じて各都道府県内の公営競技主催者等（以下、「主催者等」という。）からヒアリングを行い、広告・宣伝、注意喚起の現状について記載する。

(2) 課題

ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、注意喚起の現状について分析するなどした上で、どのような課題があるのか具体的に記載する。

(3) 対策

必要に応じて主催者等と調整を行い、広告・宣伝がギャンブル等依存症の予防等に配慮したものとなるよう、具体的な取組を記載する。

(4) 留意点

主催者団体等において、令和元年度から広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和3年度までに公表することとしている。

2 普及啓発の推進

(1) 現状

レース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等での注意喚起について、必要に応じて主催者等からヒアリングを行い、各都道府県における普及啓発の現状について記載する。

(2) 課題

20歳未満の者の購入防止等のための注意喚起の現状について分析するなどした上で、どのような課題があるのか具体的に記載する。

(3) 対策

必要に応じて主催者等と調整を行い、SNS等も活用した普及啓発や新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代を対象としたギャンブル等依存症の発生抑制につながる知識を普及するためのセミナー開催など、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深めるための具体的な取組を記載する。

(4) 留意点

参議院内閣委員会において、基本法案採択後に決議された附帯決議第5項の趣旨も踏まえ、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル

等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要がある。

また、普及啓発活動はギャンブル等依存症問題啓発週間に限らず、年間を通じた取組が重要である。

第2 公営競技におけるアクセス制限等

1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化、個人認証システム又は ICT 技術の活用に向けた検討

(1) 現状

各公営競技におけるアクセス制限の取組開始時期、これまでの実績（アクセス制限実施件数、相談受付件数等）及び警備体制等について、必要に応じて主催者等からヒアリングを行い、各都道府県の公営競技におけるアクセス制限の実施状況や個人認証システム又は ICT 技術の活用に向けた検討状況について記載する。

(2) 課題

ウェブサイトや広告等によるアクセス制限の更なる周知方法や競馬場、競走場、場外発売所への入場制限における警備員等の人材確保や入場制限者のより効率的な特定に係る課題について具体的に記載する。

(3) 対策

必要に応じて主催者等と調整を行い、アクセス制限制度の更なる周知、入場制限者の確実な把握と入場制限に向けた警備員等の配置強化、場内巡回回数増加等、今後講じる具体的な対策を記載する。また、個人認証システムや ICT 技術の導入予定があればその旨記載する。

(4) 留意点

一部主催者等において、令和元年度から個人認証システムや ICT 技術の研究・検討を行い、その導入の可能性を検討している。

2 20 歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討

(1) 現状

主催者等における 20 歳未満の者の投票券の購入防止に係る取組状況や個人認証システムの活用に向けた検討状況について、必要に応じて主催者等からヒアリングを行い、20 歳未満の者の購入防止措置、取組の現状について記載する。

(2) 課題

20 歳未満の者の購入防止措置や個人認証システム導入の検討状況について分析するなどした上で、どのような課題があるのか具体的に記載する。

(3) 対策

必要に応じて主催者等と調整を行い、具体的な取組（警備員等への教育、警備員等の配置強化、場内巡回回数増加、場内設備や各種媒体を通じた呼びかけの徹底

等)に向けて今後講じる具体的な措置を記載する。また、警備員の増強や個人認証システムの導入予定があればその旨を記載する。

(4) 留意点

個々の主催者等が個人認証システムを独自に導入することは経費的な課題もあると思われるが、システム開発の動きがあれば幅広く記載する。

また、競馬場や競走場は保護者が20歳未満の者を同伴して来場する場合があることを前提とした有効な対策を講じることが重要である。

3 購入限度額設定システムの導入等によるインターネット投票におけるアクセス制限の強化

購入限度額設定システムについては、各公営競技に係るインターネット販売事業者において対策を行い、主催者等は遅くとも令和4年度まで(競馬、モーターボートは令和2年度導入に前倒し)のシステム導入を目指している。

4 競馬場・競走場・場外発売所のATMの撤去

(1) 現状

必要に応じて主催者等からヒアリングを行い、競馬場・競走場・場外発売所のATMの設置状況やこれまで行ってきた取組(キャッシングサービス機能の廃止やATMの撤去等)について記載する。

(2) 課題

競馬場・競走場・場外発売所に設置されているATMの利用により調達した資金で各投票券を購入することが可能となっていることなど、どのような課題があるのか具体的に記載する。

(3) 対策

必要に応じて関係事業者等と調整を行い、具体的なATMの撤去時期や取組について記載する。

(4) 留意点

ATMは民間金融機関との契約に基づき設置されており、契約期間満了前に撤去する場合、違約金の発生等があり得ることに留意する。

第3 公営競技における相談・治療につなげる取組

1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

(1) 現状

必要に応じて主催者や各都道府県内の自助グループをはじめとする民間団体等からヒアリングを行い、各都道府県における主催者等による自助グループをはじめとする民間団体等への経済的支援の現状、自助グループや民間団体との連携状

況について記載する。

(2) 課題

各公営競技主催者間、関係事業者等及び民間団体等と連携した経済的支援が不十分であるなど、具体的な課題を記載する。

(3) 対策

主催者等による補助事業の適切な周知や今後支援の開始を目指していることを踏まえた対策を記載する。

(4) 留意点

主催者等と情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、連携した対策を講じる必要がある。

2 相談体制の強化

(1) 現状

必要に応じて主催者等からヒアリングを行い、相談窓口の周知状況、研修の実施、マニュアルの整備などの取組の現状、連携協力体制への参画状況等を記載する。

(2) 課題

相談体制の現状、地域の医療機関や精神保健福祉センター等との連携状況について分析するなどした上で、どのような課題があるのか具体的に記載する。

(3) 対策

必要に応じて主催者等と調整を行い、相談窓口の積極的な周知、依存症対策に関する人材の育成・確保、各地域の包括的な連携協力体制への積極的な参画等について、今後の具体的な取組について記載する。

(4) 留意点

各地域の包括的な連携協力体制に参画し、相談・治療機関と情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策の改善に向けた検討に活用する必要がある。

3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入

(1) 現状

主催者等によるレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等でのギャンブル等依存症に係る注意喚起の実施状況について、必要に応じて主催者等からヒアリングを行い、各都道府県における普及啓発の現状について記載する。

(2) 課題

ギャンブル等依存症の発生抑止につながる知識の普及や早期発見・早期介入に向けて、どのような課題があるのか分析し、具体的に記載する。

(3) 対策

必要に応じて主催者等と調整を行い、発生抑止につながる知識の普及対策やセルフチェックツール等の活用の推進など、ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入につなげ、予防対策がより効果的なものとなるようにするために今後取り組む具体的な取組を記載する。

(4) 留意点

主催者団体等において、令和元年度からセルフチェックツールの作成について検討を開始するため、より一層の連携が必要である。

第4 公営競技における依存症対策の体制整備

1 従業員教育の推進、体制の強化

(1) 現状

ギャンブル等依存症に係る主催者等における従業員教育や対応体制について、必要に応じて主催者等からヒアリングを行い、各都道府県における知識や対応方法等を周知するための役職員及び従業員に対する研修、依存症対策に係る対応体制等の現状について記載する。

(2) 課題

主催者等におけるギャンブル等依存症対策関連業務に従事する人材の確保、役職員及び従業員に対する研修・教育、依存症対策に係る対応体制等に関する課題を具体的に記載する。

(3) 対策

必要に応じて主催者等と調整を行い、主催者等との連携協力体制の構築に係る計画等を共有し、ギャンブル等依存症対策関連業務に従事する人材の確保、役職員及び従業員に対する研修・教育の推進、対応体制等の取組について具体的に記載する。

(4) 留意点

主催者団体等において、令和元年度から役職員や従業員等を対象とした研修制度等の検討について着手することとなっている。

2 競馬・モーターボート競走における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定

(1) 現状

必要に応じて、競馬・モーターボート競走の主催者等からヒアリングを行い、各都道府県における各種規程・マニュアル等の整備状況について記載する。

(2) 課題

今後新たに整備される「ギャンブル等依存症対策実施規程」に盛り込まれる各地域の包括的な連携協力体制への参画などに対応するための具体的な課題について

記載する。

(3) 対策

必要に応じて、競馬・モーターボート競走の主催者等と調整を行い、主催者団体等が新たに整備する「ギャンブル等依存症対策実施規程」に盛り込まれる各地域の包括的な連携協力体制への参画などに対応するために今後行う具体的な取組について記載する。

(4) 留意点

主催者団体等は令和元年度から新たな規程の策定に着手し、競馬では令和2年度、モーターボート競走では令和3年度までに整備することとなっている。

I 関係事業者の取組（I-4 ぱちんこにおける取組）

第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方

1 広告・宣伝の在り方

(1) 現状

ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝、啓発ポスターやウェブサイト等での注意喚起について、都道府県警察と連携し、各都道府県方面におけるぱちんこ営業者団体からヒアリングを行い、広告・宣伝、注意喚起の現状について記載する。

(2) 課題

ギャンブル等依存症の予防に配慮した広告・宣伝について、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ営業者団体と調整を行い、広告・宣伝がギャンブル等依存症の予防等に配慮したものとなるよう、具体的な対策を記載する。

(4) 留意点

本年度中に全国的な業界団体において広告・宣伝に関する全国的な指針を策定するとしていること、また、既に大半の都道府県においては、ぱちんこ営業者団体において広告・宣伝に係る自主規制が設けられている。

2 普及啓発の推進

(1) 現状

相談窓口告知ポスターやステッカー等での注意喚起について、都道府県警察と連携し、各都道府県方面におけるぱちんこ営業者団体からヒアリングを行い、普及啓発の現状について記載する。

(2) 課題

ぱちんこ営業所等での普及啓発について、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ営業者団体と調整を行い、SNS も効果的に活用し、ぱちんこへの依存問題の発生の抑止につながる知識の普及啓発、シンポジウム、講演会の開催など、具体的な取組を記載する。

(4) 留意点

参議院内閣委員会において、基本法案採択後に決議された附帯決議第5項の趣旨も踏まえ、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組む必要がある。

また、普及啓発活動はギャンブル等依存症問題啓発週間に限らず、年間を通じた取組が重要である。

第2 ぱちんこにおけるアクセス制限

1 自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等

(1) 現状

都道府県警察と連携して、各都道府県方面におけるぱちんこ営業者団体からヒアリングを行い、ぱちんこ営業所が取り組んでいる自己申告・家族申告プログラムの実績・現状等について記載する。

(2) 課題

自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数の拡大、両プログラムの普及等について、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ営業者団体と調整を行い、ぱちんこへののめり込みによる被害から家族を守るために、利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限の導入、自己申告・家族申告プログラムを導入する店舗数の拡大、両プログラムの普及等を進めるために行う取組について記載する。

(4) 留意点

本人同意のない家族申告については、全国的な業界団体においてその仕組みを検討中であり、本年度中に取りまとめられる予定である。

2 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施

(1) 現状

都道府県警察と連携して、各都道府県方面におけるぱちんこ業者団体からヒアリングを行い、従業員の巡回や監視カメラの設置、年齢確認シート等、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組の現状について記載する。

(2) 課題

18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組について、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ業者団体と調整を行い、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ具体的な取組を記載する。

(4) 留意点

18歳未満の可能性があると認められる者に対し、身分証明書による年齢確認を原則として実施する方法については、全国的な業界団体において検討中であり、本年度中に取りまとめられる予定である。

第3 ぱちんこにおける施設内の取組

1 ぱちんこ営業所の ATM 等の撤去等

(1) 現状

都道府県警察と連携して、各都道府県方面におけるぱちんこ業者団体からヒアリングを行い、ATM やデビットカードシステムの設置状況等の現状について記載する。

(2) 課題

ぱちんこ営業所の ATM 及びデビットカードシステムについて、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ業者団体と調整を行い、ぱちんこ営業所の ATM 及びデビットカードシステムの撤去等に係る取組を記載する。

(4) 留意点

ATM 等については、ぱちんこ業界において本年度中に撤去等に向けた検討に着手し、その結果に基づき順次、撤去等を推進することとされている。

2 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入

(1) 現状

都道府県警察と連携して、各都道府県方面におけるぱちんこ業者団体からヒ

アリングを行い、出玉規制を強化した遊技機への入替状況等について記載する。

(2) 課題

出玉規制を強化した遊技機への入替えについて、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ営業者団体と調整を行い、新基準に適合する遊技機への入替え等に係る取組について記載する。

(4) 留意点

出玉規制に係る旧基準の遊技機の経過措置が終了する令和3年春までに、全ての遊技機を新基準に適合するものに入れ替えることについては、風営法施行規則に基づき求められるものであることに留意する。

第4 ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組

1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援

(1) 現状

都道府県警察と連携して、各都道府県方面におけるぱちんこ営業者団体や自助グループをはじめとする民間団体からヒアリングを行い、ぱちんこ業界による民間団体に対する経済的支援の現状、自助グループや民間団体との連携状況について記載する。

(2) 課題

民間団体等への支援について、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ営業者団体と調整を行い、依存問題に取り組む民間団体等に対する経済的支援の取組について記載する。

(4) 留意点

ぱちんこ業界は、専門の機関を設置し、毎年度、公募に基づく審査を行い、回復支援施設への補助など、ギャンブル等依存症である者等が支え合って回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施するとともに、その実績について報告書を作成・公表することとしている。

2 ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介

(1) 現状

都道府県警察と連携して、各都道府県方面におけるぱちんこ営業者団体からヒアリングを行い、ぱちんこ営業所における紹介事例等の現状について記載する。

(2) 課題

ぱちんこ営業所における相談機関等の紹介について、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ営業者団体と調整を行い、ぱちんこへの依存問題を抱える人が適切な医療等を受けることを容易にするための環境の整備に係る対策について記載する。

(4) 留意点

ぱちんこ業界は、本年度中に、都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を安心パチンコ・パチスロリーフレットに付加し周知を図るなど、ぱちんこへの依存問題を抱える人が適切な医療等を受けることを容易にする環境を整えることとしている。

3 リカバリーサポート・ネットワーク (RSN) の相談体制の強化及び機能拡充のための支援

(1) 現状

都道府県警察と連携して、各都道府県方面におけるぱちんこ営業者団体からヒアリングを行い、RSN の周知等の現状について記載する。

(2) 課題

RSN の相談窓口の周知等について、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ営業者団体と調整を行い、RSN の周知等が図られるようにするための具体的な対策を記載する。

(4) 留意点

現在、RSN への支援については、全国的な業界団体が行っている。

第5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備

1 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化

(1) 現状

都道府県警察と連携して、各都道府県方面におけるぱちんこ営業者団体からヒアリングを行い、ぱちんこ営業所におけるアドバイザーの配置、運用等の現状について記載する。

(2) 課題

アドバイザーによる依存防止対策の強化の取組について、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記

載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ営業者団体と調整を行い、アドバイザーの運用の改善等に向けた具体的な対策を記載する。

(4) 留意点

ぱちんこ業界は、令和3年度までに手引きの内容を充実させるなど、アドバイザーの運用の改善方策について検討・実施することとしている。

2 ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定

(1) 現状

都道府県警察と連携して、各都道府県方面におけるぱちんこ営業者団体からヒアリングを行い、ぱちんこへの依存防止対策についての従業員への教育、相談窓口ポスターの店内掲示、初心者への適度な遊技方法の案内等の推進などの依存防止対策の現状について記載する。

(2) 課題

ぱちんこへの依存防止対策の一層の推進について、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

必要に応じてぱちんこ営業者団体と調整を行い、21世紀会で制定する予定の依存防止対策に係る実施規程を踏まえた各都道府県単位での取組方針の制定等について記載する。

(4) 留意点

令和元年度中に全国的な業界団体において、広告・宣伝に係る指針、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組等を盛り込んだ業界全体のぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を制定・公表することとしている。

3 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置

必要に応じてぱちんこ営業者団体と調整を行い、有識者会議による評価・提言を積極的に活用した、依存症対策の一層の推進に係る具体的な対策を記載する。

4 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査

都道府県警察と連携して、各都道府県方面におけるぱちんこ営業者団体からヒアリングを行い、依存防止対策に係る立入検査や取組状況等の点検の現状について記載する。

5 ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善

(1) 現状

都道府県警察と連携して、ぱちんこ営業所の管理者の業務であるぱちんこへの依存防止対策の取組状況がどのように確認されているかについて記載する。

(2) 課題

ぱちんこ営業所における依存症対策に係る取組の確認等について、基本計画に記載されている全国的な課題に加えて、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

今後、各種依存防止対策の取組状況の改善を推進すべく、都道府県公安委員会による報告・立入り等による確認をどのように推進するかについて記載する。

(4) 留意点

風営適正化法に基づく都道府県公安委員会による報告・立入りに加え、推進機構による点検を令和元年度中に開始することとしている。

II 相談・治療・回復支援

第1 相談支援

1 相談拠点の早期整備

(1) 現状

精神保健福祉センターや保健所におけるギャンブル等依存症の問合せや相談の受付状況、相談拠点の整備状況、依存症対策全国センターにおける指導者養成研修の受講状況、依存症相談員等を対象とした全国会議への参加状況、地域の相談支援体制を協議する検討会の開催状況、地域の相談支援を行う者を対象とした研修の実施状況、治療・回復支援プログラムや家族教室などの本人、家族支援の実施状況等の現状について記載する。

(2) 課題

相談拠点の整備状況、周知広報、関係機関との連携等の現状を分析し、具体的な課題について記載する。

相談拠点を選定していない場合は、その理由を分析して具体的に記載する。

(3) 対策

① 相談拠点を選定していない場合

これまで相談拠点を選定できていない理由の分析結果を踏まえた、令和2年度までの選定に向けて今後進めていく工程、検討体制、各都道府県内の関係機関・関係団体との調整の方針や選定後の周知施策等を具体的に記載する。

② 相談拠点を選定している場合

相談拠点の利用状況等を踏まえ、相談窓口の体制強化や相談拠点の周知施策、関係機関等の連携強化等の内容について具体的に記載する。

(4) 留意点

厚生労働省は、ギャンブル等依存症である者等やその家族等が必要な治療や支援を受けられるよう、令和2年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点の整備を目指している。

そのため、厚生労働省は、次の取組により支援している。

- ① 依存症対策総合支援事業による都道府県・指定都市を対象とする国庫補助金（国 1/2、地方 1/2（一部 10/10））
- ② 全国会議における相談拠点の好事例の紹介
- ③ 都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築に向けた関係者への通知

また、総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、適切に地方交付税措置を講じている。

【参照】

- 「依存症対策総合支援事業の実施について」（平成 29 年 6 月 13 日付け障発 0613 第 2 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）
- 「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年 9 月 17 日付け障発 0917 第 4 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）

2 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化

(1) 現状

各都道府県や関係事業者が行うギャンブル等依存症である者等の家族を対象とした支援の実施状況について記載する。

【例】

- ・ 相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備の実績や現状、利用状況
- ・ 家族が必要な情報を得られるような、情報提供・周知状況
- ・ 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティングなどへの支援状況
- ・ 家族も対象とした依存症の理解を深めるためのシンポジウムや普及啓発イベント等の開催状況

(2) 課題

ギャンブル等依存症である者等の家族から意見を聞くなどして、家族を対象とした各種取組が不足している、家族にギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解が浸透していない、家族申告によるアクセス制限をはじめとする各種取組や、

家族相談窓口等が家族に十分に認知されていない、といった課題を洗い出し、具体的に記載する。

(3) 対策

ギャンブル等依存症は、ギャンブル等に必要な資金を得るために家族の生活費を使い込み、借金を重ねる場合も多く、ひいては家族との関係も悪化させ、本人のみならず、その家族の生活に多大な支障を生じさせることから、ギャンブル等へののめり込みによる被害から家族を守ることもまた社会的な要請であるという観点をもって、ギャンブル等依存症である者等の家族への支援を強化するために都道府県や関係事業者が行う取組について具体的に記載する。

【例】

① 関係事業者

- ・ 関係事業者による本人・家族申告によるアクセス制限などの取組の家族に対する周知の強化
- ・ 関係事業者におけるカウンセリングセンター、支援センター、アドバイザー等による家族に対する周知の強化
- ・ 家族が関係事業者による取組の情報を取得しやすくするためのインターネットや SNS を活用した環境の整備
- ・ 家族を相談・治療機関に着実につなげるための各地域の包括的な連携協力体制への関係事業者の参画

② 相談・治療・回復支援

- ・ 都道府県等における相談拠点、依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備
- ・ 家族が必要な情報を得られるようにするための依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を向上させる取組
- ・ 消費者庁・金融庁が作成する注意喚起・普及啓発用資料の家族への周知徹底に向けた取組
- ・ 司法書士にギャンブル等依存症である者等の家族への対応に関し理解・認識を促進する取組の実施状況の周知
- ・ 精神保健福祉センター等における家族に対する勉強会、プログラムの実施
- ・ 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティングなどの活動を支援する事業の実施

③ 予防教育・普及啓発

- ・ ギャンブル等依存症である者等の家族も対象に含めた依存症の理解を深めるためのシンポジウムや普及啓発イベント等の実施
- ・ SNS などの多様な手段を活用した消費者庁ウェブサイト内の特設ページの家族への周知

- ・ 消費者庁が作成した家族が気を付けるべきポイントを明記した地方公共団体向け啓発資料の活用
- ・ 保護者や地域住民等に向けた「依存症予防教室」の実施
- ④ 各地域の包括的な連携協力体制の構築による家族の支援強化
 - ・ 家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談・治療機関につなげるといった取組を適切に実施するための地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制の構築

3 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーにおける適切な支援

(1) 現状

婦人相談所職員・婦人相談員や母子・父子自立支援員に対するギャンブル等依存症についての知識や対応等についての周知状況、児童相談所職員に対する依存症などの問題を抱える保護者に対する具体的な対応方法等についての周知状況、障害福祉サービス等従事者の依存症対策全国センターにおける研修の受講状況及び障害福祉サービス等従事者を対象としたギャンブル等依存症の特性を踏まえた支援の研修の実施状況、ギャンブル等依存症である者等の背景に発達障害が疑われる場合の発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーによる対応状況等の現状について記載する。

(2) 課題

潜在的なギャンブル等依存症である者等を早期に発見、適切に介入して支援につなげるための課題について記載する。

(3) 対策

婦人相談所職員・婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーについて、ギャンブル等依存症に関する知識や対応方法を周知し、適切な支援を図るための対策について記載する。

(4) 留意点

厚生労働省は、全国会議や研修の場等を通じて、各種職員に対しギャンブル等依存症に関する知識や対応等について、引き続き周知を図ることとしている。

そのため、厚生労働省は、次の取組を推進する。

- ① 依存症対策総合支援事業による都道府県・指定都市を対象とする国庫補助金（国 1/2、地方 1/2（一部 10/10））
- ② 令和元年度中の、依存症対策全国センターのポータルサイトへの研修用動画の掲載

- ③ 「子ども虐待対応の手引き」改訂の際の、ギャンブル等依存症に関する内容の加筆
- ④ 発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネージャーにつき、令和元年度より依存症対策総合支援事業の依存症支援者研修の対象に追加
また、総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、適切に地方交付税措置を講じている。

4 消費生活相談への的確な対応の確保

(1) 現状

多重債務者への相談対応を含め、各地域において的確な消費生活相談への対応を図るための消費生活センターの設置、消費生活相談員の増加などの体制整備の状況や、ギャンブル等依存症対策に関する内容を講義する国民生活センターで実施される研修への参加状況、消費者庁・金融庁が作成した「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」（平成31年3月改訂）の活用状況などを記載する。

(2) 課題

自殺等の借金の問題に密接に関連する施策との連携やアルコール等依存を併存疾患として抱えている方への対応時における配慮などを相談の実務に定着させていくことなど、消費生活相談への的確な対応の確保に向けた課題について記載する。

特に、国民生活センターでの研修に消費生活相談員を派遣できていない場合や地域独自の取組に参加者が少ない場合等には、その理由を分析して記載する。

(3) 対策

円滑な消費生活相談への対応を確保するために都道府県の消費者行政担当において今後進めていく取組について記載する。

【例】

- ・ 地方消費者行政の体制整備
- ・ 消費者安全確保地域協議会の設置
- ・ 国民生活センターでの消費生活相談員向けの対応マニュアルの周知等のための研修への参加
- ・ ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアルの消費生活相談員への周知

5 多重債務相談窓口の相談体制の強化

(1) 現状

財務局や各都道府県が行っている多重債務相談員に対する多重債務相談に関する

る研修の実施状況、多重債務相談窓口とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制の構築状況等について記載する。

(2) 課題

ギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携体制の構築状況等を分析し、連携体制の構築状況が十分でない場合は、その理由を記載する。

(3) 対策

消費者庁・金融庁が作成した「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」(平成31年3月改訂)を活用した研修への参加、実施等、多重債務相談員のレベルアップを図るために各都道府県において予定される取組について記載する。

(4) 留意点

消費者庁・金融庁は、平成31年3月、基本法の内容に即して関係機関等の間における連携協力体制の整備に関する記述を追加するなどして「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を改訂している。

また、令和元年度以降、相談員のレベルアップを図るため、改訂したマニュアルを活用した研修を実施している。

6 各司法書士会及び日本司法支援センターの行う取組との連携

司法書士及び日本司法支援センターによる情報提供・相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮したものとするために各都道府県が実施する対策についての現状や予定されている取組があれば幅広く記載する。

第2 治療支援

1 依存症治療拠点機関の早期整備

(1) 現状

ギャンブル等依存症の専門的な医療を提供する依存症専門医療機関及び研修や情報発信等を行う依存症治療拠点機関の選定の状況、依存症対策全国センターにおいて実施されている地域でギャンブル等依存症の治療に係る研修を実施する指導者を養成する研修の受講状況、地域の医療提供体制を協議する検討会の開催、地域の医療従事者対象の研修の実施状況、受診後の患者支援に係るモデル事業の実施状況等の現状について記載する。

(2) 課題

依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関の選定の実績や現状、利用状況等の周知に関する取組等を分析し、具体的な課題を記載する。

依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関が選定されていない場合は、その理由

を分析して具体的に記載する。

(3) 対策

依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関選定の実績や現状、利用状況等を踏まえ、今後進めていく医療機関の体制強化や周知施策等、ギャンブル等依存症である者等が、居住する地域にかかわらずその状態に応じた適切な医療を受けられるようにするための取組について具体的に記載する。

依存症専門医療機関、依存症治療拠点機関を選定していない場合は、選定期の見込みや選定に向けた工程、検討体制、各都道府県内の関係機関・関係団体との調整の方針や選定後の周知施策等を具体的に記載する。

(4) 留意点

厚生労働省は、令和2年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市において依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関の整備を目指している。

そのため、厚生労働省は、次の取組により支援している。

- ① 依存症対策総合支援事業による都道府県・指定都市を対象とする国庫補助金（国 1/2、地方 1/2（一部 10/10））
- ② 全国会議における専門医療機関等の好事例の紹介
- ③ 医療機関と民間団体との連携体制を構築し、医療機関の効果的な支援の在り方について知見を収集するため、受診後の患者支援に係るモデル事業の実施
また、総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、適切に地方交付税措置を講じている。

第3 民間団体支援

1 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援の一層の活用

(1) 現状

自助グループをはじめとする民間団体は、ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担っており、地域で依存症の問題に取り組む民間団体が行っている次の活動の現状について記載する。

- ① ミーティング会場の提供など、ギャンブル等依存症である者等やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動
- ② 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報提供など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供
- ③ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用援助など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動
- ④ ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動
また、民間団体に対する活動支援の実績や精神保健福祉センター等で行う治療・

回復支援プログラムや家族教室などの家族支援を行うに当たっての民間団体との連携等の現状について記載する。

(2) 課題

各都道府県において依存症の問題に取り組む民間団体の活動の現状、利用状況等を分析し、具体的な課題を記載する。

特に、依存症の問題に取り組む民間団体への活動支援を実施していない場合は、その理由を分析して具体的に記載する。

(3) 対策

依存症の問題に取り組む民間団体に対する活動支援の実績や現状、利用状況等を踏まえ、今後進めていく活動支援の内容について具体的に記載する。

特に、依存症の問題に取り組む民間団体への活動支援を実施していない場合は、今後行う支援の内容、支援の開始時期の見込みや支援内容の周知施策等を具体的に記載する。

(4) 留意点

厚生労働省は、民間団体の支援制度の活用促進を図ることとしており、次の取組により都道府県等の取組を支援している。

① 地域生活支援促進事業として以下の活動について補助

- ・ ミーティング会場の提供など、ギャンブル等依存症である者等やその家族が互いの悩みの共有や情報交換ができる交流活動の支援
- ・ 医療、保健、行政等の専門機関に関する情報提供など、ギャンブル等依存症を抱える者やその家族の問題の解決に資する情報提供の実施
- ・ ギャンブル等依存症の理解を促進する刊行物発行の費用補助など、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動の支援
- ・ 自助団体に対する相談技術の援助、相談活動の会場提供など、ギャンブル等依存症に関する問題の相談を受ける活動の支援

② 依存症民間団体支援事業として、全国規模で依存症問題に取り組む民間団体が行う依存症対策を推進する上で必要な人材の養成や依存症に関する普及啓発などの活動に必要な経費の全額について支援

総務省は、地域生活支援促進事業における依存症の民間団体支援事業の地方負担について、適切に地方交付税措置を講じている。

第4 社会復帰支援

1 就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上

(1) 現状

研修の実施状況やギャンブル等依存症に関する周知状況等、就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上に関する取組状況について、

定量的な内容も含め記載する。

(2) 課題

ギャンブル等依存症は適切な医療や支援により回復が十分可能であるが、本人が病気である認識を持ちにくいこと等から必要な医療や支援を受けられていない。このため、依存症は病気であり医療や支援が必要であることを普及啓発するだけでなく、ギャンブル等依存症である者等に対応する機会がある支援者の知識及び対応方法を向上させることにより、ギャンブル等依存症である者等を早期発見・早期介入し、円滑な支援につなげる必要がある。早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる体制を整備する上での課題について、具体的に記載する。

(3) 対策

現状、課題を踏まえ、研修方法の改善やギャンブル等依存症に関する周知方法の改善、依存症治療拠点機関や依存症対策全国センターにおける研修の受講等、各都道府県における就労に関わる支援者のギャンブル等依存症対応能力の向上に向けた取組について具体的に記載する。

(4) 留意点

厚生労働省は、就労に関わる支援者のギャンブル等依存症対応能力の向上のため、令和元年度以降、依存症対策全国センターにおいてギャンブル等依存症の研修を行う講師となる指導者を養成する。

そのため、国庫補助事業である依存症対策総合支援事業により、ギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある者を対象とする研修の実施等を支援している。

総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、適切に地方交付税措置を講じている。

2 ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援

(1) 現状

ギャンブル等依存症も含め複合的な課題を抱える生活困窮者への適切な支援に関し、生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員への研修や生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センターなどの関係機関との連携の現状等について具体的に記載する。

(2) 課題

生活困窮者自立支援法に基づく事業に従事する支援員によるギャンブル等依存症も含め複合的な課題を抱える生活困窮者への支援や、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センター等の関係機関との連携の現状を分析し、具体的な課題について記載する。

(3) 対策

ギャンブル等依存症も含め複合的な課題を抱える生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員の養成に関する取組や生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センター等の関係機関との連携に関する取組について具体的に記載する。

3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施

各都道府県内の刑事施設が参画する各地域の包括的な連携協力体制を構築するなど、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の現状や予定されている取組があれば幅広に記載する。

4 受刑者及び保護観察対象者等に対する就労支援の充実

各都道府県内の刑事施設や保護観察所が参画する各地域の包括的な連携協力体制を構築するなど、受刑者及び保護観察対象者等に対する就労支援の充実についての現状や予定されている取組があれば幅広に記載する。

Ⅲ 予防教育・普及啓発

1 依存症の理解を深めるための普及啓発

(1) 現状

各都道府県におけるギャンブル等依存症に関する普及啓発の実績や現状、利用状況等について記載する。

【例】

- ・ リーフレット等による地域の相談窓口の普及啓発（厚生労働省の依存症対策総合支援事業）

(2) 課題

依存症に関する普及啓発の現状を踏まえ、ギャンブル等依存症についての正しい知識や相談窓口の普及啓発の効果的な実施に向けた具体的な課題について記載する。

(3) 対策

依存症の理解を深めるための普及啓発に関し、各都道府県において今後進めていく取組について具体的に記載する。

【例】

- ・ ギャンブル等依存症問題啓発週間の機会におけるシンポジウム等の開催

(4) 留意点

依存症対策全国センターにおいて、依存症の情報ポータルサイトを開設し、依存症専門医療機関や相談拠点等を公表するとともに、医療従事者・行政機関職員・

一般国民に対して必要な情報を発信している。

2 消費者向けの総合的な情報提供

(1) 現状

消費者庁が作成した地方公共団体向け啓発用資料の活用（後記3を参照）など、地域レベルで消費者向けに実施される情報提供や消費者によるギャンブル等依存症問題の理解増進に係る取組について具体的に記載する。

(2) 課題

消費生活センター等のウェブサイトでの情報提供の内容や更新状況を確認するなどして、ギャンブル等依存症に関する注意喚起・普及啓発の状況等について分析し、具体的な課題について記載する。

(3) 対策

ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供に関して今後進めていく取組について具体的に記載する。

【例】

- ・ ウェブサイトでの情報提供による地域レベルでのギャンブル等依存症に関する内容に特化した消費者向けの普及啓発とその内容の閲覧の促進（SNSの活用を含む。）

(4) 留意点

消費者庁は、同庁ウェブサイト内に特設ページを設け、消費者によるギャンブル等依存症問題の理解増進を支援している。

3 地域における普及啓発

(1) 現状

消費者庁が作成した地方公共団体向け啓発用資料を活用するなどの、各都道府県におけるギャンブル等依存症問題についての知識の普及に関する取組の状況を具体的に記載する。

(2) 課題

地方公共団体におけるギャンブル等依存症及びギャンブル等依存症問題についての知識の普及に関する現状を踏まえ、消費生活センターにおける取組の強化等、具体的な課題について記載する。

(3) 対象

消費者庁が作成した地方公共団体向け啓発用資料を活用することをはじめとして、地方公共団体の管内においてあらゆる機会を捉えて広範に啓発活動を実施するなど、各都道府県において今後進めていく取組について具体的に記載する。

【例】

- ・ 地域における連携会議の場を通じての情報集約及びその結果の周知（地方公共団体向け啓発用資料の活用のほか、広報誌の活用、ウェブサイトへの情報の掲載等も想定）
- ・ 消費者月間の機会における、ギャンブル等依存症と借金の問題等も対象とした関連行事の地域での開催（消費者庁職員を講師とすることも想定）

4 青少年等に対する普及啓発

(1) 現状

消費者庁が作成した地方公共団体向け啓発用資料（「ギャンブル等依存症に関する啓発用資料のサンプルについて」平成31年2月）を活用した各都道府県における青少年に対するギャンブル等依存症に関する普及啓発の実績等、現状について記載する。

(2) 課題

ギャンブル等依存症に関する青少年向けの普及啓発の現状を踏まえ、正しい知識や相談窓口の普及啓発の効果的な実施（SNSの活用を含む。）に向けた具体的な課題について記載する。

(3) 対策

消費者庁が作成した地方公共団体向け啓発用資料に沿ってまとめられた個別の資料の公表・更新の見通し、青少年向けの啓発の実実施スケジュールなどを記載する。
また、青少年等に対するその他の普及啓発に関し、各都道府県において今後進めていく取組について具体的に記載する。

(4) 留意点

文部科学省は、消費者庁と連携し、消費者庁作成のギャンブル等依存症に関する青少年向け啓発用資料について、専門学校や大学等への周知及び活用依頼を実施している。

【参照】

- 「ギャンブル等依存症に関する青少年向け啓発用資料について（周知）」（令和元年5月15日付け文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課、総合教育政策局生涯学習推進課、高等教育局学生・留学生課事務連絡）

5 学校教育における指導の充実

(1) 現状

ギャンブル等依存症に関する学校教育における指導の現状について具体的に記載する。なお、ギャンブル等依存症について、現行学習指導要領等に記述がないが、平成30年3月公示の新高等学校学習指導要領の保健体育科の指導内容として、新たに精神疾患を取り上げ、令和4年度入学生より実施される。

(2) 課題

現行学習指導要領等に記載がないギャンブル等依存症については、直接的な指導がなされてこなかったことから、実際に指導を行う教師の理解が十分でないことや、学校において指導する上で参考となる資料が十分に整備されていないことなど、各都道府県における課題について具体的に記載する。

(3) 対策

研修会等を実施し、高等学校の教職員等に対して、新高等学校学習指導要領の保健体育科におけるギャンブル等依存症等の予防に関する指導内容の周知及び文部科学省が平成30年度に作成した教師用指導参考資料の周知・活用の促進、文部科学省が令和元年度中に作成する子供向け啓発資料の活用、地域の実態に応じた参考資料等の作成等、各都道府県において今後予定される取組について具体的に記載する。

(4) 留意点

令和4年度の新高等学校学習指導要領による指導の着実な実施はもとより、移行期間中においても指導することができるよう、ご留意いただきたい。

6 各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進

(1) 現状

各都道府県におけるギャンブル等に関する依存症の知識やリスク等についての保護者等に対する啓発講座の実績等について記載する。

(2) 課題

保護者等に対する普及啓発の現状を踏まえ、ギャンブル等に関する依存症の正しい知識やリスク等について効果的な啓発講座を実施する上での具体的な課題を記載する。

(3) 対策

地方公共団体等における自発的・自立的な取組を広げていくために、啓発プログラムの開発・普及等について記載する。

(4) 留意点

【参照】

- 平成30年度文部科学省委託事業「依存症予防教育推進事業」における取組事例

7 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発

(1) 現状

各都道府県において実施している、ギャンブル等依存症問題の啓発の観点からの金融経済教育に関する取組について記載する。

(2) 課題

各都道府県においてギャンブル等依存症問題の啓発の観点から金融経済教育を実施するに当たっての課題について具体的に記載する。

(3) 対策

金融庁が令和元年度内を目途に改訂等を予定している金融経済教育関係のガイドブックを活用した取組など、各都道府県において今後予定している取組について具体的に記載する。

8 職場における普及啓発

(1) 現状

各都道府県が実施する、産業保健総合支援センター、健康保険団体等の関係機関の職員に対するギャンブル等依存症に関する研修の開催実績や周知啓発に関する協力体制等、関係機関との連携状況やその他の職場における普及啓発に向けた取組について具体的に記載する。

(2) 課題

事業場の産業保健スタッフが労働者のギャンブル等依存症について、どこに相談すれば良いのかが分からないなど、各都道府県において職場における普及啓発を実施するに当たっての課題について具体的に記載する。

(3) 対策

上記の課題を踏まえ、ギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等に関する周知や、関係機関の職員に対するギャンブル等依存症に関する研修の実施等、関係機関と連携した取組やその他の職場における普及啓発に向けた取組について具体的に記載する。

(4) 留意点

厚生労働省は、国庫補助事業である依存症対策総合支援事業における依存症支援者研修の対象に、地域の実情等を踏まえて、産業保健総合支援センター、健康保険関係団体等の関係機関の職員を追加する等により、職場における普及啓発の取組を支援することとしている。

総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、適切に地方交付税措置を講じている。

IV 依存症対策の基盤整備

第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築

(1) 現状

精神保健福祉センター等の関係機関による連携会議の開催状況等、各都道府県

における連携協力体制構築の現状について記載する。

(2) 課題

各都道府県等において、精神保健福祉センター等の関係機関による連携会議等の開催実績や現状、取組状況等を分析し、具体的な課題を記載する。

特に、精神保健福祉センター等の関係機関による連携会議等を開催していない場合は、その理由を分析して具体的に記載する。

(3) 対策

都道府県等において、連携会議等の開催実績や現状、利用状況等を踏まえ、今後進めていく連携協力体制構築に向けた取組内容について記載する。特に9月に通知された「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」による、地域の関係機関(※)を包括した連携協力体制を構築した上で次の取組についても記載する。

※ 依存症専門医療機関やその他の医療機関、医療関係団体(各都道府県等医師会、各都道府県等精神科病院協会、各都道府県等精神神経科診療所協会、公益社団法人全国自治体病院協議会、独立行政法人国立病院機構等)、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、弁護士会、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、産業保健総合支援センター、健康保険関係団体、発達障害者支援センター、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、福祉事務所、警察、自助グループ・民間団体、関係事業者等

- ① 関係事業者等の相談窓口で早期発見し、精神保健福祉センター等へ早期につなぐ
- ② 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等と関連することを踏まえ様々な機関と連携
- ③ ギャンブル等依存症である者等には、発達障害などの他の精神障害を抱える者もいることから、個々の状況に応じた適切な医療や支援につなげられるよう、各地域における包括的な連携協力体制の枠組みを活用する
- ④ 各機関の支援内容や課題の共有、改善策の検討と共に連携して普及啓発を行う
なお、関係事業者に関しては、ヒアリング、調整等を行った上で、連携協力体制への参画等に係る取組について記載する。

【参照】

- 「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」(令和元年9月17日付け障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)

第2 人材の確保

1 ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師の養成等

(1) 現状

各都道府県における診療に従事する医師を対象としたギャンブル等依存症に関する研修の実績や現状等について具体的に記載する。

(2) 課題

各都道府県における診療に従事する医師を対象としたギャンブル等依存症に関する研修の実績や現状を分析して具体的な課題を記載する。

(3) 対策

診療に従事する医師を対象としたギャンブル等依存症に関する研修の実績や現状、利用状況等を踏まえ、依存症治療拠点機関との連携等によるギャンブル等依存症に関する初期対応を含む研修の推進等の各都道府県における取組について具体的に記載する。

また、ギャンブル等依存症に対応できる人材の養成に関連し、保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士についても、ギャンブル等依存症に関する研修の受講の促進等の各都道府県における取組を具体的に記載する。

依存症治療拠点機関を選定していない場合は、選定期の見込みや選定に向けた工程、検討体制、各都道府県内の関係機関・関係団体との調整の方針や選定後の周知施策等を具体的に記載する。

2 ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施

(1) 現状

生活保護担当ケースワーカーに対する研修や精神保健福祉センターなどの適切な専門医療機関等で早期の相談・治療につなげる必要性についての周知等、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対する適切な支援を実施するための取組について具体的に記載する。

(2) 課題

生活保護担当ケースワーカーにおけるギャンブル等依存症対策の支援実績や現状、利用状況等を分析し、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援を各都道府県において実施するに当たっての具体的な課題を記載する。

(3) 対策

生活保護担当ケースワーカーに対し、ギャンブル等依存症等が疑われる者への対応等についての知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センター等との連携の重要性について周知を行うなど、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給

者に対し適切な支援が行われるために各都道府県において今後進めていく取組について具体的に記載する。

V 調査研究

1 ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの普及

【参考】

厚生労働省における「標準的な治療プログラム」の確立に向けた調査研究の進捗も踏まえ、都道府県等において「標準的な治療プログラム」を提供することができる専門医療機関等の整備を進めるための取組を行うこととなる。

VI 実態調査

1 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握

各都道府県においてギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行う予定があれば記載する。

【参考】

厚生労働省は、令和2年度を目途に、ギャンブル等依存が疑われる者や多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等といったギャンブル等依存症問題の実態調査を行う。

消費者庁は、令和3年度までに以下の実態調査を行う。

- ・ 国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査
- ・ 注意喚起、普及啓発の施策の認知度等の実態調査

VII 多重債務問題等への取組

1 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施

(1) 現状

民間金融機関団体と連携して各都道府県において現に行っている取組があれば、その内容を具体的に記載する。

(2) 課題

貸付自粛制度を必要とする者への周知・普及を図るなど、取組の適切な運用を確保する必要がある。

(3) 対策

貸付自粛制度の周知等、民間金融機関団体と連携して各都道府県において今後行う予定の取組があれば、その内容を具体的に記載する。

(4) 留意点

金融庁ホームページにおいて、貸付自粛制度についても記載した多重債務相談関係のリーフレットのデータ（各都道府県別）を掲載している（多重債務者相談強化キャンペーン（9月～12月）に合わせ、各都道府県や民間金融機関団体等にも配付しているもの）。

2 ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進

(1) 現状

民間金融機関団体と連携して各都道府県において現に行っている取組があれば、その内容を記載する。

(2) 課題

民間金融機関団体への相談者がギャンブル等依存症であると思われる場合の、ギャンブル等依存症に関する精神保健福祉センターや保健所等の相談拠点との具体的連携体制を更に整備するための課題を記載する。

(3) 対策

民間金融機関団体における相談窓口と精神保健福祉センターや保健所等の相談拠点との連携体制の整備等、民間金融機関団体と連携して各都道府県において今後行う予定の取組があれば、その内容について具体的に記載する。

3 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化

(1) 現状

各都道府県警察における違法な賭博店等の取締りの推進状況について記載する。

(2) 課題

厳正な取締りにもかかわらず、賭博事犯が依然として発生しており、また、警察の取締りから逃れるための対策も巧妙化しているところ、各都道府県において特記する課題がある場合は記載する。

(3) 対策

警察においては、引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努めるとともに、厳正な取締りを実施していくこととしているところ、都道府県警察と連携して、違法なギャンブル等の取締りの強化等に係る取組について記載する。

(4) 留意点

基本法の国会附帯決議第11項において、違法に行われるギャンブル等の取締りの強化が謳われている。